

国指定やんばる（安田）鳥獣保護区
指定計画書（案）

平成21年 月 日

環境省

1. 鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

やんばる（安田）鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

沖縄県国頭郡国頭村所在国有林安田事業区40林班、41林班に小班及び45林班い小班並びに同村民有林66林班、67林班、68林班、69林班、70林班、71林班、72林班、73林班、74林班、118林班及び119林班の陸域（安田ヶ島を除く）及びこれら各林班に囲まれる区域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成41年10月31日まで（20年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沖縄島北部の沖縄県国頭郡国頭村字安田区に位置し、同区集落より北西約2.5kmに位置する伊部岳（標高353m）を中心とした国有林及び村有林から集落を含む東海岸に至る区域より構成される。

当該区域内の多くは亜熱帯広葉樹林で、その大部分をスダジイ林が占めており、伊部岳中腹には、推定樹齢300年のオキナワウラジロガシも生育している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧ⅠA類のノグチゲラやヤンバルクイナ、絶滅危惧ⅠB類のホントウアカヒゲなどの希少鳥類が生息している。哺乳類では、絶滅危惧ⅠB類であるオキナワコキクガシラコウモリ、ケナガネズミなどが生息している。

また、ヤンバルクイナについては、集落内からその周辺においても生息が確認されている。

このように、当該区域は、ヤンバルクイナを始めとする希少鳥獣の生息地として重要であることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

2. 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査、現地巡視等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。
- 3) ジャワマングース（以下、「マングース」という。）等、在来種の生存を脅かす外来種の防除に取り組む。

(2) 保全事業の目標

やんばる（安田）鳥獣保護区では、マングースやノイヌ、ノネコ等の外来種の侵入等に伴うヤンバルクイナ等の希少鳥獣の生息環境の悪化や交通事故の増加が懸念されている。

本事業では、ヤンバルクイナ等希少鳥獣の生息環境を適切に管理し、安定的に生息できる環境を維持・改善していくことを目標とする。

(3) 保全事業の対象区域

やんばる（安田）鳥獣保護区の全域

(4) 保全事業の内容

ヤンバルクイナ等希少鳥獣の生息地の保護及び整備を図るために、環境省は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれのある動物の侵入を防ぐための施設の設置等、希少鳥獣の生息に適した環境を維持・回復するために必要な作業を行い、併せて作業上必要な施設の整備を行う。また、希少鳥獣の生息状況等をモニタリングして、目標への到達状況を定期的に評価する。

国頭村は、ヤンバルクイナと地域住民との共生を目的としてまとめた「ヤンバルクイナの郷」整備構想を核として、ヤンバルクイナ保護シェルターの維持管理及び地域住民への普及啓発等を実施する。

(5) 環境変化の概要

沖縄島北部地域においては、近年、外来種による捕食や生息空間の競合等により、在来種が大きな影響を受けている。

当該鳥獣保護区域内においても、沖縄県指定伊部岳鳥獣保護区指定当時（1960年代）には確認されていなかったマングースが確認されるようになっており、生息環境が悪化しつつある。

(6) 鳥獣の生息状況の変化

当該鳥獣保護区内のヤンバルクイナの生息状況は大きな変動はみられないが、ヤンバルクイナの分布域は、マングースの分布域北上に伴い、徐々に北側に狭められており、発見当初の1980年代には大宜味村の塩屋湾から東村の平良付近にまで生息していたが、近年は、分布域の南限が国頭村と大宜味村の村境から東村の高江付近にまで北上していると考えられ、当該鳥獣保護区に迫りつつある。

さらに、近年、当該鳥獣保護区においてもマングースの生息が確認されており、ヤンバルクイナの生息環境が悪化しつつある。

また、近年、当該鳥獣保護区を含む沖縄島北部地域において野生生物の交通事故が多発しており、大きな問題となっている。

3. 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1, 279 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	932ha
農耕地	63ha
水面	—ha
その他	284ha

イ 所有者別内訳

国有地 283ha

{	国有林 220ha	{	林野庁所管	220ha	{	制限林	220ha	{	保安林	—ha
			文部科学省所管	—ha		普通林	—ha		砂防指定地	—ha
		国有林以外の国有地		63ha			その他		220ha	

{	地方公共団体有地	666ha	{	都道府県有地	20ha	{	制限林地	5ha
				市町村有地等	646ha		普通林地	623ha
				私有地等	330ha	{	その他	17ha
				公有水面	—ha			

ウ 他の法令（条例を含む）による制限区域

自然環境保全法による地域	—ha	
自然公園法による地域	—ha	
国頭村文化財保護条例による地域	0.15ha	（安田のアカテツ保安林）

4. 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、沖縄県国頭郡国頭村字安田区のうち、同区集落より北西約2.5 kmに位置する伊部岳（標高353m）を中心とした国有林及び村有林から集落を含む東海岸に至る区域より構成される。

イ 地形、地質等

当該区域の地形分類は、伊部岳山頂付近を山地急傾斜が占めており、山頂から北西は概ね山地一般斜面である。山頂から県道70号に至る村有林地は丘陵地一般斜面が広く占めており、一部に丘頂緩斜面、丘陵地急斜面や、高位段丘などが混在する。県道70号より東海岸に至る区域には丘陵地、台地・段丘及び人工平坦地が混在し、安田川及び伊部川沿いには谷底低地があり、沿岸部は海食崖、海岸低地及び砂浜である。

表層土壌は、概ね乾性黄色土壌、乾性赤色土壌、適潤性黄色土壌が混在し、表層地質は、概ね名護層粘板岩、千枚岩、泥質片岩（始新世～白亜紀）であり、一部、嘉陽層砂岩・粘板岩互層（始新世～白亜紀）である。東海岸にかけては一部礫混り粘土質堆積物が東西に帯状に分布する。また、沿岸部は砂岩及び砂がち堆積物から成る。

ウ 植物相の概要

当該区域の植生は、主にヤブツバキクラス域自然植生でオキナワシキミースダジイ群集が占めており、ギョクシンカースダジイ群集がまとまって存在している。県道70号周辺では伐採された林縁部に出現する二次林のハドノキーウラジロエノキ群団が道路にそって帯状に見られる。県道70号より東海岸に至る区域には、リュウキュウマツ群落も混在し、部分的に牧草地がまとまって存在している。また、海岸沿いにはアカテツーハマビワ群落やアダン群団が帯状に南北に長く分布しており、集落に隣接するアカテツ保安林は国頭村指定天然記念物となっている。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類ではノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ、カラスバト、リュウキュウキビタキなど7目18科31種が生息している。

哺乳類では、オキナワコキクガシラコウモリ、オリイオオコウモリ、リュウキュウイノシシなど4目8科9種が生息している。

爬虫類・両生類では、リュウキュウヤマガメ、イシカワガエルなどが生息している。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

平成18年度	有害鳥獣捕獲許可件数	3件
平成19年度	有害鳥獣捕獲許可件数	8件
平成20年度	有害鳥獣捕獲許可件数	10件

5. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6. 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札	6本
(2) 案内板	3基